

定年前早期退職特例措置

定年前 20 年以内に勤続期間 20 年以上の職員（定年前 6 月以内の者を除く。）が、応募認定（注 1）・公務上死亡・傷病（注 2）等により退職した場合、定年前の残年数 1 年につき退職日の俸給月額を 3 %割増して基本額を算定。

ただし、事務次官・外局長官クラス（一般職給与法指定職俸給表 6 号俸相当額）以上の者は割増不適用、局長クラス（一般職給与法指定職俸給表 4 号俸相当額）以上の者は割増率 1 %、審議官クラス（同表 1 号俸相当額以上 4 号俸相当額未満）の者は割増率 2 %となっている。

（注 1） 令和 5 年 4 月 1 日以降、当分の間、応募認定による退職の場合については、引上げ前の定年から 15 年以内（60 歳定年であった場合は 45 歳）の年齢から引上げ前の定年（引上げ前の定年が 60 歳であった場合は 60 歳）に達する日前までの職員が特例措置の対象（定年が引き上がっていない退職者を除く。）。この場合、引上げ前の定年に達する日前までの残年数が 1 年の者（局長又は審議官クラスを除く。）の割増率は 3 %となる。

（注 2） 令和 5 年 4 月 1 日以降、当分の間、公務上死亡・傷病等による退職の場合については、引上げ前の定年から 15 年以内（60 歳定年であった場合は 45 歳）の年齢から定年に達する日前までの職員（定年前 6 月以内の者を除く。）が、特例措置の対象。この場合、引上げ前の定年から 15 年以内（60 歳定年であった場合は 45 歳）の年齢から引上げ前の定年（引上げ前の定年が 60 歳であった場合は 60 歳）に達する日前までに退職する場合の割増率については、引上げ前の定年と退職日の年齢との差に相当する年数に 3 %（指定職等以外の職員）を乗じて得た割合を定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合として 1 年ごとの割合を算定する。引上げ前の定年以後から定年前 6 月前までに退職する場合の割増率については、2 %を引上げ後の定年と退職日の年齢との差に相当する年数で除して得た割合として 1 年ごとの割合を算定する。

<定年前早期退職特例措置（下記点線部分）>

退職手当の基本額＝

退職日俸給月額 × { 1 + (3 % [*] × 定年までの残年数) } × 退職理由別・勤続期間別支給率 × 調整率

[*] 局長クラス… 1 %、審議官クラス… 2 %、定年までの残年数が 1 年の者… 2 %